



4 芦企企第 1 2 1 0 号  
令和 4 年 1 2 月 5 日

芦屋町都市計画審議会  
会長 内田 晃 様

芦屋町長 波多野 茂丸

遠賀広域都市計画道路の変更（芦屋町決定）について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審議会へ付議します。

記

- 1 遠賀広域都市計画道路 3・4・47－3 号 幸町西浜線（芦屋町決定）の廃止について

## 遠賀広域都市計画道路の変更(芦屋町決定)

都市計画道路中3・4・47-3号幸町西浜線を廃止する。

理 由

別添理由書のとおり

## 遠賀広域都市計画道路を変更する理由（芦屋町決定）

### ■ 3・4・47-3号 幸町西浜線

遠賀郡芦屋町においては、都市内交通の円滑化を図るため、昭和49年に都市の骨格となる都市計画道路網を決定しています。

しかし、人口減少や高齢化のさらなる進行、市街地拡大の収束など、交通を取り巻く情勢が変化する中、時代に応じた都市計画道路のあり方について検証を行う必要があるため、福岡県と芦屋町は「福岡県都市計画道路検証方針」に基づき都市計画道路の検証を行い、見直し路線の抽出を行いました。

また、平成30年に策定した芦屋町都市計画マスタープランにおいて、都市計画決定後、長期にわたり事業着手がなされていない路線については、状況に応じて都市計画決定の見直しを進めることとしています。

そのため、社会情勢の変化により、従来想定していた交通需要が見込まれず、周辺道路網により交通機能は代替えできると考えられることから、見直し路線として抽出を行った幸町西浜線について廃止とするものです。

# 遠賀広域都市計画道路の変更(芦屋町決定) 総括図



A1サイズの1/10,000の地図を  
A3サイズに縮小しています。

